

人・農地プランについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 29 日

武豊町長 粕山芳輝



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 1 月 28 日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手の状況）

○経営体数

今後地域の中心となる経営体（内、各種施策の活用が見込まれる経営体）

法人 6 経営体（6 経営体）

個人 21 経営体（21 経営体）

○担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4. 農地中間管理機事業の活用方針

耕作者の農地が、相当に分散しているため、集約化が必要である。北山地区では、町内でもいち早く中間管理機構の活用を開始した実績もある。圃場整備時からの不在地主が多く、今後、中間管理機構をさらに活用推進することにより、大規模耕作者への集約化が進み、地域の生産効率が向上することが期待される。

5. 地域農業の将来のあり方

北山地区の中心経営体の経営継続・拡大について地域ぐるみで支援するとともに、新規就農者を育成・確保することが課題である。また、将来において、新規就農者の確保が困難である場合に備え、入り農の誘致を検討する。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
武豊町	北山地区(北山集落)	令和3年1月29日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	121.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83.3ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	31.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	39.5ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

・現在、土屋富好氏、神谷直樹氏、齋藤豪康氏、碧グループ、(株)エイゼンが大規模耕作者である。酪農・肥育業の(株)平和タケトヨ牧場、榎原徳雄氏、石川清博氏、石川健一氏や養鶏業の市村幸夫氏ら畜産農家が多く、牛舎・鶏舎が連なる地域である。畜産農家である市村幸夫氏、石川健一氏、榎原徳雄氏には後継者がいるが、その他の個人の担い手には、後継者がいない。したがって、担い手確保について、十分ではない現状である。 ・個人の担い手が後継者を育成・確保できていないため、将来の担い手確保について十分ではない。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・土屋富好氏、神谷直樹氏、碧グループ、(株)エイゼンの経営継続・拡大について地域ぐるみで支援するとともに、新規就農者を育成・確保することが課題である。また、将来において、新規就農者の確保が困難である場合に備え、入り農の誘致を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	土屋富好	水稻	0.5 ha	水稻	0.5 ha	北山集落
"	"	露地野菜	0.3 ha	露地野菜	0.3 ha	北山集落
"	"	施設野菜	0.8 ha	施設野菜	0.8 ha	北山集落
認農	鰐部悦雄	施設花き	0.4 ha	施設花き	0.4 ha	北山集落
認農・法	(有)知多エッグ(中野滝宗)	採卵鶏	430千羽	採卵鶏	430千羽	北山集落
認農	榎原徳雄	酪農(乳牛)	89頭	酪農(乳牛)	89頭	北山集落
一	肥田成則	施設花き	0.49 ha	施設花き	0.49 ha	北山集落
認農	齋藤豪康	水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha	北山集落
"	"	露地野菜	3.0 ha	露地野菜	3.0 ha	北山集落
"	"	施設野菜	0.1 ha	施設野菜	0.1 ha	北山集落
認農	石川清博・石川泰造	乳肉複合經營(乳牛)	51頭	乳肉複合經營(乳牛)	70頭	北山集落
"	"	乳肉複合經營(肉用牛)	48頭	乳肉複合經營(肉用牛)	48頭	北山集落
認農	鈴木忍・鈴木基純・小西優作	乳肉複合經營(乳牛)	210頭	乳肉複合經營(乳牛)	280頭	北山集落
"	"	乳肉複合經營(肉用牛)	350頭	乳肉複合經營(肉用牛)	480頭	北山集落
認農・法	株式会社碧グループ(永井是充)	露地野菜	12.0 ha	露地野菜	14.0 ha	北山集落
"	"	水稻	23.0 ha	水稻	30.0 ha	北山集落
"	"	麦	8.0 ha	麦	8.0 ha	北山集落
"	"	大豆	6.0 ha	大豆	10.0 ha	北山集落
認農	中川耕治	乳肉複合經營(乳牛)	50頭	乳肉複合經營(乳牛)	70頭	北山集落
"	"	乳肉複合經營(肉用牛)	70頭	乳肉複合經營(肉用牛)	110頭	北山集落
認農	新家重夫・新家 進	乳肉複合經營(乳牛)	50頭	乳肉複合經營(乳牛)	55頭	北山集落
"	"	乳肉複合經營(肉用牛)	60頭	乳肉複合經營(肉用牛)	60頭	北山集落
認農	石川健一	肉牛	335頭	肉牛	335頭	北山集落
認農	鈴木恵美子	露地野菜	0.9 ha	露地野菜	0.9 ha	北山集落
認農・法	(有)ライフコーポレーション(酒井万丈)	施設野菜	0.72 ha	施設野菜	1.05 ha	北山集落
"	"	露地野菜	0.7 ha	露地野菜	0.7	北山集落
"	"	果樹	0.07 ha	果樹	0.07	北山集落
認農・法	(株)平和タケトヨ牧場(榎原功二)	乳肉複合經營(乳牛)	500頭	乳肉複合經營(乳牛)	500頭	北山集落
"	"	乳肉複合經營(肉用牛)	1,000頭	乳肉複合經營(肉用牛)	1,200頭	北山集落
一	神谷直樹	露地野菜	4.5 ha	露地野菜	7.5 ha	北山集落
一・法	(株)中村農園(中村訓之)	露地野菜	6.5 ha	露地野菜	12.0 ha	北山集落
一	神谷一喜	施設野菜	0.3 ha	施設野菜	0.3 ha	北山集落
認農	市村幸夫	養鶏(肉用鶏)	18千羽	養鶏(肉用鶏)	25千羽	北山集落
認農	岩川佳弘	水稻	6.0 ha	水稻	13.0 ha	北山集落
"	"	水稻(特定農作業受託)	1.07 ha	水稻(特定農作業受託)	2.0 ha	北山集落
認就	四方田毅史	施設野菜	0.16 ha	施設野菜	0.16 ha	北山集落
認就	森田峻斗	露地野菜	1.0 ha	露地野菜	5.0 ha	北山集落
認農	石原央経	露地野菜	2.6 ha	露地野菜	6.6 ha	北山集落
認農・法	(株)エイゼン(永田喜裕)	露地野菜	3.7 ha	露地野菜	5.0 ha	北山集落
一	中野元博	果樹	1.0 ha	果樹	1.0 ha	北山集落
"	"	水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	北山集落
認就	鹿鳴実奈美	露地野菜	0.2 ha	露地野菜	0.65 ha	北山集落
"	"	水稻	0.45 ha	水稻	0.5 ha	北山集落
認就	森田悠揮	施設イチゴ	0.2 ha	施設イチゴ	0.2 ha	北山集落
計	27人		86.09 ha		125.62 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

担い手農家への農地集約化についての取組方針

・耕作者の農地が、相當に分散しているため、集約化が必要である。北山地区では、町内でもいち早く、4年前から、(株)エイゼンが耕作面積を拡大した際に中間管理機構の活用を開始した実績もある。圃場整備時からの不在地主が多く、今後、中間管理機構をさらに活用推進することにより、大規模耕作者への集約化が進み、地域の生産効率が向上することが期待される。また、北山地区での新規就農希望者に対して、農地探しから、独立準備・経営安定まで一貫したサポート体制をつくり、営農定着に向けた支援を実施していく。さらに、入り農希望者に対しても、経営拡大に向けた支援をPR・実施し、北山地区の農業力強化に努める。

新規・特産化作物についての導入方針

・水田での作付け状況について、コメはコシヒカリが7割、あいちのかおりが2割、ゆめまつり等が残り1割という生産割合である。新たな導入作物として、耐暑性新品種なつきらりの普及を啓発していく。
・また、北山地区では、町内唯一の畠管整備圃場があり、キャベツ・タマネギの生産が盛んである。

施設の維持・長寿命化等についての取組方針

・愛知用水は、通年で水を利用できるが、水が汚れている。また、石綿管が一部区域において埋設されており、塩ビ管に更新していくことも検討する。
・排水路については、三面張り水路の底が平板であり、清掃しやすいが、土砂が堆積している。草刈り・泥上げ等の実施のため、多面的機能支払活動の活用を検討する。

耕作放棄地発生抑制・解消についての取組方針

・(株)エイゼンの農業参入時から、耕作放棄地におけるデントコーン栽培が行われ、畠作復元され、耕作放棄地が解消されている。
・区画ごとに担い手の耕作エリアを定めて、休耕畠・耕作放棄地の発生抑制とともに、農地集約化を進める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

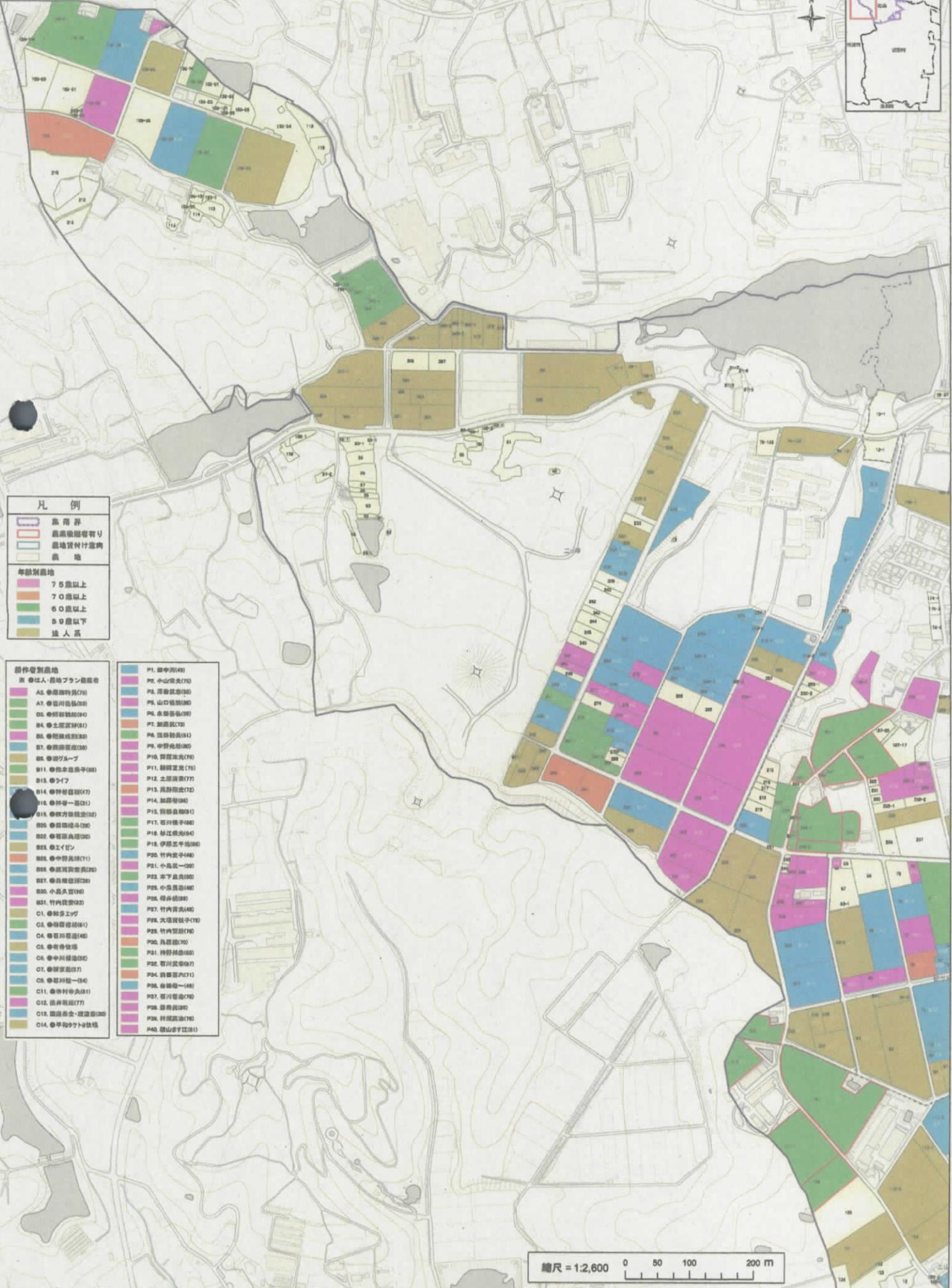
注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

武豊町 RO2人・農地プラン実質化図面

集落名: 北山(西)



武豊町 R02人・農地プラン実質化図面

集落名: 北山(東)



凡 例	
● 集 落 界	● 農地境界有り
● 農地付け意向	● 農 地
● 年齢別農地	
■ 75歳以上	
■ 70歳以上	
■ 60歳以上	
■ 50歳以下	
■ 法 人 所	

耕作別農地	
■ はん・農地プラン用地	■ はん・農地プラン用地
A1. ● 菓園野菜(13)	A1. ● 菓園野菜(13)
A7. ● 岩川畠舎(32)	A7. ● 岩川畠舎(32)
B1. ● 森原畠舎(3)	B1. ● 森原畠舎(3)
B4. ● 土屋畠舎(3)	B4. ● 土屋畠舎(3)
B5. ● 茂原畠舎(3)	B5. ● 茂原畠舎(3)
B7. ● 西高畠舎(3)	B7. ● 西高畠舎(3)
B9. ● 稲谷グループ	B9. ● 稲谷グループ
B11. ● 伊本畠舎(18)	B11. ● 伊本畠舎(18)
B13. ● 木ノイ	B13. ● 木ノイ
B14. ● 神喜波田(4)	B14. ● 神喜波田(4)
B16. ● 朝日一(2)	B16. ● 朝日一(2)
B18. ● 伊方畠舎(18)	B18. ● 伊方畠舎(18)
B20. ● 朝日畠舎(2)	B20. ● 朝日畠舎(2)
B22. ● 朝日畠舎(2)	B22. ● 朝日畠舎(2)
B23. ● エイゼン	B23. ● エイゼン
B24. ● 春日井畠舎(2)	B24. ● 春日井畠舎(2)
B27. ● 春日井畠舎(3)	B27. ● 春日井畠舎(3)
B31. ● 小山畠舎(1)	B31. ● 小山畠舎(1)
C1. ● 鶴多ニヤク	C1. ● 鶴多ニヤク
C3. ● 朝日畠舎(1)	C3. ● 朝日畠舎(1)
D4. ● 有母畠舎	D4. ● 有母畠舎
D6. ● 中川畠舎(32)	D6. ● 中川畠舎(32)
G1. ● 鶴原一(6)	G1. ● 鶴原一(6)
G9. ● 岩川畠一(4)	G9. ● 岩川畠一(4)
G11. ● 寺内村畠舎(3)	G11. ● 寺内村畠舎(3)
G12. ● 清水畠舎(7)	G12. ● 清水畠舎(7)
G13. ● 流行畠舎(30)	G13. ● 流行畠舎(30)
G14. ● 幸平タケト畠舎	G14. ● 幸平タケト畠舎

P1. ● 四中(4)
P2. ● 小山畠舎(1)
P3. ● 芦南武(3)
P4. ● 山口畠舎(3)
P5. ● お殿畠舎(5)
P7. ● 朝日(2)
P8. ● 朝日畠舎(6)
P9. ● 中野(2)
P10. ● 西山(2)
P11. ● 朝日正(7)
P12. ● 土屋(7)
P13. ● 黒川畠舎(7)
P14. ● 三河(3)
P15. ● 同新島(2)
P17. ● 有母(6)
P18. ● 有母畠舎(6)
P19. ● 伊方三(平野)(6)
P20. ● 竹内史(6)
P21. ● 小山武一(6)
P22. ● 有母畠舎(5)
P23. ● 小山畠舎(4)
P25. ● 甲内(6)
P27. ● 竹内青(4)
P28. ● 大寺青枝(7)
P29. ● 竹内畠舎(2)
P30. ● 鳥居(7)
P31. ● 仲野畠舎(6)
P32. ● 石川畠舎(6)
P34. ● 清水畠(7)
P36. ● 有母(4)
P37. ● 有母畠舎(7)
P38. ● 石川畠(7)
P39. ● 有母(3)
P40. ● 有母(3)

縮尺 = 1:2,600 0 50 100 200 m

長井一丁目